

服装に関する規定

通学時は制服・革靴着用とする。その詳細は次の通り。

1 制服着用期間

4月1日～4月30日 冬服

5月1日～10月31日 夏服

11月1日～3月31日 冬服

但し、気候、本人の体調を考慮する場合がある。

2 スカート丈を加工してはならない。ただし、身体の変化等に伴い必要が生じた場合は必ず教員に相談すること（採寸時、膝頭から3cmで作製しています）。

3 長袖の制服を着用する際は、Yシャツ・ブラウスの第1ボタンをきちんと閉め、ネクタイ、リボンを緩めずにしっかり締める。

4 革靴は黒色とする（ローファーが望ましい）。

5 男子のベルトは黒色で、華美でないもの（派手なバックル・スタッズなどは禁止）とする。

6 防寒着はピー・コート、ダッフル・コート、ダウン・コート（紺、黒、グレー）とする。

7 冬季期間中に防寒補助として、教室内でのみ「ひざ掛け」を使用できる。但し、教室以外の場所での使用することや、腰に巻いての移動、全ての試験で使用を禁止とする。

8 通学用バッグは所定のものを使用する。

① 指定スクールバッグ

② 指定リュックサック

③ 部活動指定バッグ・リュックサック

9 その他

① 登校後、下校時までは上履きを使用する。

② ポロシャツ、及び女子の夏用ショートソックスは、夏服期間に限り使用を認める。

③ 女子生徒は夏服期間、ベスト着用を推奨する。冬服期間においても、ブレザーを脱ぐ場合はベスト、またはセーター着用を推奨する。

④ 女子生徒は冬服期間に限り、タイツとストッキングを使用できる。タイツは黒の無地（単色）で、80デニール以上を使用し、ソックスは着用しない。但し、式典や体育授業ではタイツの使用はできない。ストッキングはベージュで無地を使用し、学校指定のソックスを着用すること。

⑤ 入学式・卒業式等の式典及び学校が定めた行事においては正装とする。

⑥ 怪我などで、やむを得ず異装する場合は、担任に届け出て許可を得ること（所定の鞆・リュックサック以外のものを使用するときや、革靴が使用できないときも同様とする）。

10 禁止事項

① 制服の加工（没収対象）。

② 指定制服以外の服装の着用（没収対象）。

③ セーター等を腰に巻くこと。

頭髪・装飾品等に関する規定

1 男女とも頭髪は常に清潔を保つこと。

① 女子の髪留めはゴム・黒ヘアピンのみ使用可（シュシュ、カチューシャ等は禁止）。

② 男子の長髪、及び髪留めの使用は禁止（目、耳、襟にかからない程度を保つこと）。

2 禁止事項

① 化粧、および化粧品の所持（カラーコンタクト、アイプチ、色付き日焼け止め、色付きリップクリームも同様のものとみなす）。

※医療目的などの理由がある場合には、事前に教員へ相談すること。許可なく行っている場合は指導の対象となる。

② 頭髪の加工（染色、脱色、パーマ、付け毛、ワックス等の整髪料の使用）。その他、モヒカン等の異様な髪型。

③ 眉毛、爪の加工。

④ ピアスの穴を開けること。及びピアスの装着。

⑤ アクセサリー類の着用。

⑥ 髭を伸ばすこと。

⑦ タトゥーや美容整形など身体への加工。

携帯電話・インターネット等に関する規定

1 授業中及び試験中は携帯電話の電源を切り、鞆の中に入れておくこと。

2 校内では携帯電話は必要最低限の範囲で使用すること。

3 インターネット上のSNSや掲示板、その他、他人に関する誹謗中傷、自他ともに個人が特定できるような情報の公開や書き込み、写真の掲載等は一切しないこと。

4 違法なファイルの公開や違法ダウンロードはしないこと。

5 なりすましによるメール配信や嫌がらせのメール配信はしないこと。

学校生活・日常生活等に関する規定

1 登下校時には本校生徒としての自覚を持ち、責任ある行動をすること

① 爽やかな挨拶をする。

② チャイム着席を徹底する。

③ 個人ロッカーの管理、貴重品の管理を徹底する。

④ ズボンを腰履きにしない。裾を引きずらない。

⑤ Yシャツをズボン、スカートから出さない。

⑥ セーターを腰に巻かない。廊下等の歩行時にひざ掛けを腰に巻かない。

⑦ 上履きや革靴の踵を踏み潰さない。

⑧ 校内、及び登下校時（歩行中）は音楽プレイヤーを使用しない。

⑨ 校内外問わず許可された場所以外では飲食をしない。

⑩ 校内ではガムを噛まない。

⑪ いかなる所にもゴミを放置しない。

⑫ 放課後、机の中、脇に教材、体操着等を放置しない。

⑬ 学業に不要なもの（漫画本、ゲーム等）を持ってこない。（没収対象）

⑭ 下校途中、商業施設（カラオケボックス、ゲームセンター、遊園地等）に立ち寄らない。

⑮ 机・椅子にはものを書いたり、貼ったりしない。（汚損・破損時の修繕は個人負担）

⑯ 教室、廊下などの壁にはセロテープ、ガムテープを使用しない。

⑰ 教室のコンセントで電子機器の充電をしない。

⑱ 非常時に使用する設備（消火栓・消火器・防火シャッター・排煙扉など）には触れない。

⑲ 最寄り駅まで自転車を利用している場合は、時間に余裕を持って、交通ルールを遵守し、事故を起こ

さないように安全運転を心掛ける。

- ⑳ 飲食店やコンビニ等を利用する際は、お店や他人の迷惑にならないようにする。
- ㉑ 歩きながらの携帯電話の操作や通話は他人への迷惑になるばかりではなく、けがをする危険性もあるので絶対にしない。
- ㉒ アルバイトは学業の妨げになるという観点から原則として禁止する。やむを得ない特別な事情がある場合は、必ず保護者（保証人）から担任に相談する。
- ㉓ 運転免許取得は原則として禁止する。

懲戒処分

次の禁止されている諸事項について違反した者は処分の対象となる。

- ① 服装に関する規定違反
- ② 頭髪，装飾品等に関する規定違反
- ③ 携帯電話，インターネット等に関する規定違反
- ④ 学校生活，日常生活等に関する規定違反
- ⑤ 校具，教具，公共物の汚損及び破損
- ⑥ 他に迷惑となる生活態度，怠学，授業妨害等
- ⑦ 周囲に不快感を与えるなど指導を要する不適切な交遊（不健全性的行為）
- ⑧ いじめ
- ⑨ 校外無断外出
- ⑩ 学校生活に不要なものの持ち込み，及び使用
- ⑪ 喫煙，飲酒（所持，同席も含む。保護者（保証人）同伴の場合も処分対象となる。）また，法律で禁じられている薬物（大麻，LSD，MDMA 等），その他精神に変調を及ぼすと思われる薬物の乱用（所持，同席を含む）。
- ⑫ 窃盗，万引き
- ⑬ 盗撮
- ⑭ 無断での芸能活動
- ⑮ 物品等の無断貸借・売買
- ⑯ 金銭その他による賭け事
- ⑰ 暴力行為
- ⑱ その他の法令違反及び反社会的行為

以上の諸行為は，その軽重によって懲戒規定に従って次の処罰を行う。

（１）注意 （２）戒告 （３）停学 （４）退学勧告 （５）退学

（２）以降の処罰の際は保護者（保証人）の出校を求める。但し，その違反，怠学，非行の程度により（１）～（５）の段階を順に従うものとは限らない。